

◎新潟県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年1月8日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 新潟市南区松橋23番地

田村 兵一

退任年月日 令和2年8月31日